

猪名川町

乳児等通園支援事業

—こども誰でも通園制度—



こども誰でも通園制度でできること

1

園の活動をこどもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます

2

こどもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます

3

毎日の育児でたまった疲れを癒やすための時間が確保できます

対象となるこども

次の①～③すべてに該当するこども

- ①利用申請日時点及び利用日時点で猪名川町内に住民票があること
- ②利用日時点で0歳6か月から3歳の誕生日前々日まで
- ③保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業等に在籍していないこと

実施期間

令和7年10月1日～

利用可能時間

- こども1人につき月10時間まで
- 1時間単位で利用可能

利用料金

- こども1人につき…300円/時間
- 減免制度があります
 - ①生活保護受給中の場合…無料
 - ②保護者全員が市町村民税を課されない者（非課税）の場合…60円/時間
- 実費負担分については各施設にお問い合わせください

くわしい内容は
猪名川町の
ホームページを
ご覧ください



利用方法

STEP 1

利用認定の申請

保育所等に在籍していないことの確認や、利用料の減免を決定するため、**毎月10日**までに利用認定の申請が必要です。

右の二次元コードから申請するか、こども課へ申請書を提出してください。

※申請完了後、メールにて「こども誰でも通園制度総合システム（以下、システム）」の「ログインID」を送信します。ログインすると「認定証」の確認ができます。

利用認定申請
はコチラ



STEP 2

利用の予約

システムを利用し、以下の①～③の順で利用の予約を行ってください。

①保護者自身でアカウント情報や、こどもの情報を登録してください。

②利用希望施設の初回面談を予約し、面談を実施してください。

③初回面談終了後、利用の予約が可能となります。

毎月20日までに翌月分の利用予約をしてください。

※はじめて利用する施設では必ず初回面談を実施する必要があります。



STEP 3

利用料のお支払い

利用後は施設に利用料をお支払いください。

なお、利用料の支払い方法は、利用施設に確認してください。

※キャンセルする場合はキャンセルポリシーをご確認のうえ、事前に施設に電話で連絡してください。

実施施設

施設名	住所・電話	実施曜日・定員	実施時間帯	受入年齢(利用日時点)
猪名川保育園	猪名川町若葉 1-1 5-9 072-766-0292	月：0歳児 2名 水：1歳児 2名 木：2歳児 3名	9時～12時	曜日により 異なります
YMCA 松尾台こども園	猪名川町松尾台 2-2-2 072-766-3221	水・金：各 3 名		0歳6か月～ 3歳の誕生日 前々日まで
YMCA しろがね保育園	猪名川町白金 3-2-1 072-765-3611	月・火・木：各 3 名		

※同一月に猪名川保育園とYMCAこども園の両方を利用することはできません。
(同一月にYMCA松尾台こども園とYMCAしろがね保育園を利用することは可能です。)

お問い合わせ先

猪名川町 生活部 こども課 子育て支援担当

Tel.072-767-7477(平日：午前8時45分～午後5時30分)

